

■消毒用アルコールの安全な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物の第4類アルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

このような状況を踏まえ、消毒用アルコールの安全な取扱いについては以下の点に注意してください。

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。

また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。

- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直接日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。

また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。

- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

■消毒用アルコール等を貯蔵・取扱う場合の規制について

消毒用アルコール等については、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や伊予消防等事務組合火災予防条例の規定が適用される場合がありますので、ご不明な点がありましたら、管轄の消防署所へご相談ください。

法令上の必要な手続き		
貯蔵・取扱い数量	80 リットル以上 400 リットル未満	400 リットル以上
適用法令	伊予消防等事務組合火災予防条例	消防法
必要な手続き	少量危険物貯蔵取扱届出 【事業所で貯蔵・取扱う場合】 80 リットル以上 400 リットル未満 ※80 リットル未満は届出不要 【個人の住居で貯蔵・取扱う場合】 200 リットル以上 400 リットル未満 ※200 リットル未満は届出不要	危険物製造所等設置許可申請 400 リットル以上
届出場所	管轄消防署所	消防本部予防課

■広報用リーフレット

消毒用アルコール「消毒用アルコールの安全な取扱いについて」(PDF形式)